

川口市障害児者日常生活用具の給付実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害児及び障害者（以下「障害者等」という。）に対する日常生活用具（以下「用具」という。）を給付（以下「給付」という。）し、もって障害者等の福祉を増進することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第4条第1項又は第2項に該当し、別表1及び2の「障害及び程度」に掲げる在宅の障害者等であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録され、社会福祉事務所長が給付を適当と認めたものとする。

2 他の市町村に住所を有し、かつ川口市から法による障害福祉サービス又は他法等による障害福祉にかかるサービス等の援護を受けている障害者等も対象とする。

3 別表2に掲げる用具については、施設入所者等も対象とする。

4 障害者又はその配偶者（障害児については世帯員）のいずれかが、法の補装具費における収入認定に準じる方法により、市町村民税所得割の課税額が46万円を超える場合は給付の対象外とする。

5 給付の対象となる用具が、介護保険法または他法により、給付の対象となる場合は、その給付を優先させる。

(用具の種目、給付基準額等)

第3条 給付する日常生活用具の種目及び種目ごとの給付基準額等に関する事項については、別表1及び2に定めるとおりとする。

(申請者及び給付申請の手続き)

第4条 申請者とは、給付を受ける障害者本人であり、障害児においては保護者を申請者とする。

2 申請者は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に前年分の所得を証する書類のほか、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 前項において、申請にかかる所得を証する書類を日常生活用具給付申請書（様式第1号）に替えて省略することができる。

(要否の通知)

第5条 社会福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときには、課税等調査のうえ給付等の可否を決定しなければならない。

2 社会福祉事務所長は、前項の規定に基づき用具の給付の決定をしたときは、日常生活用具の給付についての通知（様式第2号）により当該申請者

に通知するとともに、日常生活用具給付券（様式第3号）を交付するものとする。

3 社会福祉事務所長は、川口市障害者日常生活用具の給付について（様式第4号）により委託した業者へ送付する。

3 社会福祉事務所長は、日常生活用具について給付しない場合には、日常生活用具を給付不承認について（様式第5号）により当該申請者に通知しなければならない。

（費用の負担）

第6条 給付の通知を受けたもの（以下「利用者」という）は、必要な用具の購入に要する費用の100分の10と別表1及び2の定める基準額の100分の10のうち低い額を、社会福祉事務所長が委託した業者に直接支払わなければならない。

2 前項において、端数が生じた場合は切り上げる。

3 1項において、利用者の支払う額は、同月内においては、別表3の定める月額上限負担額までとする。

4 前項において、月額上限負担額の決定は法の補装具費の月額上限負担額認定の例による。

（給付の方法）

第7条 第5条の規定により通知を受けた利用者は、用具の納入を受けようとするとき、給付券を提出するとともに、当該日常生活の購入に要する費用から第6条の規定による給付額を差し引いて得た額を（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を事業所に支払うものとする。

（給付台帳などの整備）

第8条 社会福祉事務所長は、用具の給付の状況を明確にするため、受給者の更生指導台帳に川口市日常生活用具支給台帳（様式第7号）を整備するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付に関し必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

（鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置）

2 編入日の前日までに、編入前の鳩ヶ谷市在宅重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表 1 (在宅)

日常生活用具の種目及び性能

区分	種目	障害及び程度	性能	基準額
聴覚 障害 給付	聴覚障害者 用屋内信号 装置	・聴覚障害2級(聴覚 障害者のみの世帯及 びこれに準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等に より知覚できるもの。	87,400 円
	聴覚障害者 用目覚まし 時計	で日常生活上必要と 認められる世帯)		10,000 円
	聴覚障害者 用通信装置	・聴覚障害者又は発 声・発語 に著しい障 害を有する者であつ て、コミュニケーション、緊急連絡等の手段 として必要と認めら れる者 ・世帯に1台とする	一般の電話に接続するこ とができ、音声の代わりに、文 字等により通信が可能な機 器であり、障害者が容易に 使用できるもの。	20,000 円
	聴覚障害者 用情報受信 装置	・聴覚障害者であつ て、本装置によりテレ ビの視聴が可能にな る者 ・世帯に1台とする	字幕及び手話通訳付きの聴 覚障害者用番組並びにテレ ビ番組に字幕及び手話通訳 の映像を合成したものを画 面に出力する機能を有し、か つ、災害時の聴覚障害者向け 緊急信号を受信するもので、 聴覚障害者が容易に使用し 得るもの。 ただし、内臓型テレビ及びテ レビ本体の給付は不可。	88,900 円
聴覚 障害 給付	携帯用信号 装置	聴覚障害者であつて、 視覚、触覚によらなけ れば、呼び出し等に応 じることができない 者		18,000 円

肢体 障害 給付	簡易便器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害1、2級 ・難病患者（常時介護を要する者） 	障害者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,500円
	特殊便器	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢障害1、2級 ・難病患者（上肢機能に障害のある者） 	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円
	特殊マット	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害1級 ・難病患者（寝たきりの状態にある者） 	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	100,000円
	訓練いす	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害1、2級の児童 	テーブルを付属する。	33,100円
	訓練用ベッド	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害1、2級の児童 ・難病患者（下肢又は体幹機能に障害のある者） 	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円
	特殊寝台	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害1、2級 ・難病患者（寝たきりの状態にある者） 	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円
	特殊尿器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。） ・難病患者（自力で排尿できないもの） 	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円
	トイレチェア	下肢、体幹1、2級で頸随損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの。	81,000円

入浴担架	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害1、2級（入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。） 	<p>障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。</p>	82,400 円
体位変換機	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能1、2級（下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。） ・難病患者（寝たきりの状態にある者） 	<p>介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。</p>	15,000 円
入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者 ・難病患者（入浴に介助を要する者） 	<p>入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	90,000 円
移動用リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害1、2級の者 ・難病患者（下肢又は体幹機能に障害のある者） 	<p>介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）</p>	159,000 円
移動・移乗支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ・平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ・難病患者（下肢が不自由な者） 	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。</p> <p>イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>	60,000 円

	住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢、体幹機能障害又は移動機能障害。を有する者であって障害等級1～3級の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者） ・難病患者（下肢又は体幹に障害のある者） 	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000円
視覚障害者給付	情報・通信支援用具	視覚障害者1、2級又は上肢機能1、2級	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト テレビが聞けるラジオ	100,000円
	電磁調理器	視覚障害1、2級（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。） 世帯に1台	視覚障害者画容易に使用しうるもの。	41,000円
	点字図書	視覚障害者	月間や週間等で発行される雑誌を除く点字図書とする。年間6タイトル、又は、24巻を限度とする。（ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。）	点字図書価格（一般図書購入価格を除いた額）
	音声ICタグレコーダー	視覚障害1、2級（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。） 世帯に1台	タグ(記録媒体)にリーダー(読み取り機)をかざすことにより、あらかじめタグに録音した音声を聞き取ることが出来るもの。	38,000円
	視覚障害者用誘導装置	視覚障害者であって、音声による誘導を必要とする者	音声による目的物(位置)等の確認が可能となるもの。	56,000円

じん臓障害給付	透析液加温器	腎臓機能障害 1～3 級で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500 円
呼吸器障害給付	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	17,000 円
呼吸器障害給付 身体的 知的 精神 障害 給付	ネブライザー	・呼吸機能障害又は音声言語 3 級（喉頭・咽頭摘出している者）又は肢体不自由 1、2 級であって、診断書により必要と認められる者 ・難病患者（呼吸器機能に障害のある者）	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	36,000 円
	電気式たん吸引器	・呼吸機能障害又は音声言語 3 級（喉頭・咽頭摘出している者）又は肢体不自由 1、2 級であって、診断書により必要と認められる者 ・難病患者（呼吸器機能に障害のある者）	障害者が容易に使用し得るもの。	56,400 円
	動脈血中酸素飽和度測定器	・身体障害者又は難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	157,500 円

	自動消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害等級1、2級又は知的、精神障害で同程度の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ・難病患者(上に同じ) 	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	28,700 円
肢体障害給付	車椅子用段差昇降機	常時車いすを使用する身体障害者(児)	地面と屋内床面の高低差が1メートル程度の場合に車いすに乗ったままの状態です昇降可能なもの。	260,000 円

別 表 2 (在宅等)

日常生活用具の種目及び性能

区分	種目	障害及び程度	性能	基準額
視覚 障害 給付	盲人用ポータブルレコーダー	視覚障害 1～3 級	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	85,000 円
				48,000 円
	盲人用時計	視覚障害 1、2 級。 なお、音声時計は、 上肢の触覚に障害 がある等のため触 読式時計の使用が 困難なものを原則 とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10,300 円
				13,300 円
	点字タイプ ライター	視覚障害 1、2 級 (本人が就労もし しくは就学してい るか又は就労が見 込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	63,100 円
	盲人用体重 計	視覚障害 1、2 級 (盲人のみの世帯 及びこれに準ずる 世帯。) 世帯に 1 台	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000 円
	盲人用体温 計(音声式)	視覚障害 1、2 級 (盲人のみの世帯 及びこれに準ずる 世帯。) 世帯に 1 台	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	9,000 円
	音声式血圧 計	視覚障害 1、2 級 (盲人のみの世帯 及びこれに準ずる 世帯。) 世帯に 1 台	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	12,000 円
	視覚障害者 用読書器	視覚障害者であ つて、本装置によ り文字等を読むこ とが可能になる者	画像入力装置を 読みたいもの (印刷物等) の上 に置くことで、 容易に拡大され た画像(文字等) を見ることが できるもの。	198,000 円

	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害1、2級	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	7,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害1、2級の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	300,000円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害1、2級	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	99,800円
	点字器	視覚障害者	携帯用含む。	10,712円
6,798円				
7,416円				
1,699円				
音声言語障害給付	人工喉頭	音声言語機能障害者であって喉頭を摘出した者	障害者が容易に使用し得るもの。	5,150円
				72,203円
音声言語肢体障害給付	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・言語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	98,800円
ぼうこう	収尿器	高度の排尿機能障害	障害者が容易に使用し得るもの。	男性用 7,931円
				女性用 8,755円
直腸障害給付	蓄便袋	ぼうこう直腸障害のストーマ造設者であって、高度の排便機能障害を有する者	二孔式においては倍の単価とする。	8,858円

	蓄尿袋	ぼうこう直腸障害のストーマ造設者であって、高度の排尿機能障害を有する者	二孔式においては倍の単価とする。	11,639 円
ぼうこう直腸障害、肢体障害給付	紙オムツ	<p>排尿・排便の意思表示が困難で他法他施策が活用できず、次のいずれかに該当する者</p> <p>①脳原性運動機能障害等で体幹または下肢 1、2 級相当の者</p> <p>②膀胱・直腸障害のうち、ストーマ造設者で著しい変形やびらん等によりストーマ装具が装着できない者</p> <p>③二分脊椎等の神経障害による高度の排尿・排便障害がある者</p>	障害者が容易に使用し得るもの。	12,000 円
肢体障害給付	T字状・棒状のつえ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平衡機能又は下肢、体幹機能障害者 ・ 難病患者（下肢が不自由なもの） 	障害者が容易に使用し得るもの。	2,266 円
				3,090 円
身体的知的精神障害給付	頭部保護帽	平衡機能又は下肢、体幹機能障害者、てんかん等の発作により頻繁に転倒する知的障害者、精神障害者	障害者が容易に使用し得るもの。	22,000 円

呼吸器障害給付、心臓障害給付、身体障害給付	人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリー	障害程度：人工呼吸器を装着しているかたで、次のいずれかに該当するかた ① 呼吸器または心臓1級、3級のかた ② ①と同程度の障害を有する障害児者。 ③ 難病患者等のかた。	150,000 円
			100,000 円

- (注) 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

別表 3

区分	上限額	該当者
生活保護	0円	生活保護受給者および世帯員
低所得	0円	補装具費収入認定に準じる方法により、住民票、外国人登録原票の本人または配偶者（児童については、同一世帯）
一般	37,200円	住民票の世帯員に市民税課税者がいる世帯（児童については、同一世帯）

日常生活用具 給付申請書

年 月 日

(あて先)川口市社会福祉事務所長

住 所 _____

申 請 者

氏 名 _____

電 話 () _____

対象者との続柄 _____

下記のとおり日常生活用具申請（給付）をいたします

日常生活用の給付申請（給付）の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

給付(貸与)を希望する本人について

氏 名	性別	生 年 月 日		年齢
フリガナ	男・女	年 月 日		歳
(児童 保護者名)				
個人番号カード記載番号				
給付を希望する用具の名称・形式等				
給付を希望する理由(具体的に)				
希望する用具の業者名 見積書が必要です	名称			
	所在地			
	電話			
該当する所得区分 該当する欄に○を付けてください。	生活保護	市民税非課税	市民税課税	
	生保世帯に 属する	低所得	一 般	一定所得以上
			課税世帯	所得割 46万円以上
月額上限負担額	0円	0円	37,200円	非該当

(注意) 介護保険、労災等の給付が優先されます。

〒

住所

(申請者氏名) 様

日常生活用具の給付について (通知)

川口市社会福祉事務所長 印

年 月 日付で申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり給付いたします。

対象者	住所				
	氏名				
	生年月日		性別		
給付番号			支給決定日		
給付する用具の名称					
委託する業者名					
住所					
電話			FAX番号		
基準額	見積額	自己負担額		公費負担額	
円	円				
上限負担額					
円		円		円	
<p>1. 自己負担額がある場合は、用具を受け取る際に必ず業者に支払ってください。</p> <p>2. 日常生活用具給付券の受領者の欄に氏名・押印をして品物と引き換えに業者に渡してください。</p>					

問い合わせ先 川口市青木2-1-1

川口市役所 障害福祉課

048-258-1110

日常生活用具給付券

給付券番号	第	号	給付券発行 日	
氏名			生年月日	
住所				
保護者氏名			続柄	
用具名				
委託する業者名				
住所				
電話			FAX番号	
基準額	見積額	自己負担額		公費負担額
円	円			
月額上限負担額				
円		円		円
○ 受給者が業者に提示する期限 この券の発行日から一カ月以内		○ 業者が公費を請求する期限 現金引き渡しの日から一カ月以内		
上記のとおり決定する。 年 月 日				
			川口市社会福祉事務所長 印	
業者が納入した日		年 月 日		
業者が本人または同一世帯員から受け取った額				円
自己負担額受領業者				
受領年月日		年 月 日		
用具受領者氏名				
その他				

《バーコード》

問い合わせ先 川口市青木2-1-1

川口市役所 障害福祉課

048-258-1110

様式第4号

第 号
年 月 日

〒

住所

(業者名) 様

川口市社会福祉事務所長 印

川口市障害者日常生活用具の給付について（通知）

このことについて、貴社に委託することになりましたので、この事業の趣旨等をご理解のうえ、その円滑な実施につきご配慮くださるようお願いいたします。

なお、給付決定者、品目等は下記のとおりです。

記

給付対象者 氏名

住所

(児童の場合)

申請者氏名

給付番号	品目	価格	自己負担	公費負担額
第 号		円	円	円

注意事項

請求については、日常生活用具を納品後、支給対象者から受け取った給付券に必要事項を記入のうえ、公費負担分の請求書を添えて送付の程お願いします。

問い合わせ先 川口市青木2-1-1

川口市役所 障害福祉課

048-258-1110

(申請者) 様

川口市社会福祉事務所長

日常生活用具の給付不承認について（通知）

年 月 日に申請された日常生活用具の給付・貸与申請につきましては、下記の理由により給付不承認となりますので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

